



情報(第 25 号)



平成 30 年 7 月 20 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

向日葵の花言葉：「あなたは素晴らしい」「崇拜」「熱愛」「光輝」といろいろあるようです

長時間労働の是正



1 人間の脳は長く集中しない

前号に続いて長時間労働の是正についての取組み及び情報をお届けします。「脳が集中力を発揮できるのは朝目覚めてから 13 時間以内、起床から 15 時間を過ぎた脳は、酒酔い運転と同じくらいの集中力。朝 6 時に起きた人なら午後 7 時には終了しちゃうんですね。脳の集中力こそ仕事上最も大事な武器になるホワイトカラーのビジネスパーソンは、残業中の生産性が最も低いということです。最も生産性の下がった時間に、わざわざ 1.25～1.5 倍もの割増残業代を払っているのは、お人よしの経営者だと思いますね」と続きます（東京大学医学部島津明人准教授、東洋経済オンラインより）。

2 長時間労働の是正策

前項のとおり、時間外労働にたいした生産性は期待できないとの割り切りや意識改革も重要なことです。しかし、実際には、仕事の効率化、属人化を避けて同僚同士での業務共有などの効率化策がなければ是正は困難です。

情報通信産業の長時間労働是正に向けた取組みをみますと、まず、人事労務面で労働時間や有給休暇について目標を設定し、実態を的確に把握し、両者に乖離があれば対策を講じます。

一方、システム開発の現場実態として、手戻りやトラブルが発生すると長時間労働の大きな原因となります。

そこで、生産性向上やトラブル発生防止のため「15 の勘所」として各社が取組みを進めるとの取りまとめがされています※。

※https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/it/

3 システム開発における発注者責任と受注者責任

システム開発契約を締結したものの、納入期限までに完成せず、発注者は債務不履行による契約解除及び支払済委託料の返還を求め、受注者は、発注者の協力義務違反等を理由に債務不履行による損害賠償請求をした事案があります（東京地判平 16.3.10 判タ 1211-129）。

判決を要約すると、被告（受注者）は、自らが有する高度の専門的知識と経験に基づき、契約書及びシステム提案書に従ったシステムを構築し、納入期限までに完成させるべき債務を負い、原告（注文者）のシステム開発へのかかわりについて適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しない原告によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう原告に働きかける「プロジェクトマネジメント義務」を負っていたとし、それが不適切であったと指摘しています。

他方、原告は、被告から解決を求められた懸案事項を目標期限までに解決しないなど、適時適切な意思決定を行わなかった点において、「協力義務」違反があると

も認定しています。

結局、システムの開発が完成に至らなかったのは、いずれか一方の責任ではないとしました。

4 契約時の開発範囲

判決文を読みますと、システム開発委託料は、当初、3 億 3,000 万円とされたものが、すべてを開発した場合の開発費用を見積もると、8 億 8,300 万円になるとの箇所があります。

発注者側において、どのような仕様とするのか明確ではなく、受注者においても、開発範囲を見極めての見積でなかったように考えられます。そうしたことから、お互いに混乱が生じることになり、時間だけ浪費して何も生まれなかったという不幸な事態に陥ってしまいました。

このように、契約初期の段階で開発範囲を明確にしないと、手戻りや追加作業が発生する要因となり、時間外労働にも繋がっていくことになります。仕事のあり方が労働時間を決めるといっても過言ではありません。

5 発注者の責務

システム開発において、元請、一次下請、二次下請のように多重下請構造もあるようです。下請取引においては、発注者が受注者（下請企業）に対して、その優越的な地位を濫用しないようにすることが必要です。無理な工期（納期限）を設定するなどでは、下請企業の労働者が長時間労働をせざるを得ない事態となります。

下請代金支払遅延等防止法では、親事業者には 11 項目の禁止事項（第 4 条）が課せられており、たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、同法に違反することになります（公正取引委員会 HP）。

下請代金支払遅延等防止法：親事業者の遵守事項の例

- 下請代金を受領後 60 日以内に定められた支払期日までに支払わないこと。
- あらかじめ定めた下請代金を減額すること。
- 受け取った物を返品すること。
- 類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること。
- 親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
- 費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。

当法人では、生産性向上請負人として労務管理適正化の支援を承っております。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp